

消火器具

1 用語の定義

用語の定義は、次による。

- (1) 「消火器」とは、水その他消火剤（以下「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下同じ。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び政令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- (2) 「住宅用消火器」とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (3) 「交換式消火器」とは、本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を一体として交換できる消火器であって、収納容器に結合させることにより人が操作して消火を行うものをいう。
- (4) 「水消火器」とは、水（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤規格省令」という。）第8条に規定する浸潤剤等（以下この項において「浸潤剤等」という。）を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (5) 「酸アルカリ消火器」とは、消火薬剤規格省令第2条に規定する酸アルカリ消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (6) 「強化液消火器」とは、消火薬剤規格省令第3条に規定する強化液消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (7) 「泡消火器」とは、消火薬剤規格省令第4条に規定する泡消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (8) 「ハロゲン化物消火器」とは、消火薬剤規格省令第5条及び第6条に規定するハロゲン化物消火薬剤を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (9) 「二酸化炭素消火器」とは、液化二酸化炭素を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (10) 「粉末消火器」とは、消火薬剤規格省令第7条に規定する粉末消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (11) 「加圧式の消火器」とは、加圧用ガス容器の作動、化学反応又は手動ポンプの操作により生ずる圧力により消火剤を放射するものをいう。
- (12) 「蓄圧式の消火器」とは、消火器の本体容器内の圧縮された空気、窒素ガス等の圧力又は消火器に充てんされた消火剤の圧力により消火剤を放射するものをいう。
- (13) 「A火災」とは、(14)に掲げるB火災以外の火災をいう。
- (14) 「B火災」とは、法別表第1に掲げる第4類の危険物及び危政令別表第4に掲げる可燃性固体類並びに可燃性液体類に係るものの火災をいう。
- (15) 「能力単位の数値」とは、消火器にあつては消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第3条又は第4条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量8ℓ以上のもので3個を1単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量8ℓ以上の消火専用バケツ3個以上を有する容量80ℓ以上のもので1個を1.5単位又は容量8ℓ以上の消火専用バケツ6個以上を有する容量190ℓ以上のもので1個を2.5単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する50ℓ以上のもので1塊を0.5単位として算定した消火能力

を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する 160 ℓ 以上のもの一塊を 1 単位として算定した消火能力を示す数値をいう。

2 消火器具の種類等

消火器具の種類等は、政令第10条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 設置する消火器具の種類は、粉末（ABC）消火器10型とすること。ただし、粉末では、消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、強化液、水（潤滑剤等入りを含む。）その他の水系消火薬剤を用いた消火器とすることができる。
- (2) 設置する消火器の構造は、努めて蓄圧式の消火器とすること。◆

3 設置場所

消火器の設置場所は、政令第10条第1項及び第2項並びに省令第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 政令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」の取扱いについて

ア 政令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものをいう。

なお、火を使用する設備又は器具には、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれない。

- イ 省令第5条の2に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げるいずれかの装置を設けることという。

(ア) 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

なお、全ての火口に調理油過熱防止装置が設置されていなければ、「防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの」として捉えられず、消火器の設置義務は免除できない。

また、調理油過熱防止装置を有するものには、「PSマーク」や「Siセンサー」のマークの表示がなされているため、これらの表示の有無等によって確認すること。

- (イ) 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

- (ウ) 「その他危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、「その他危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」に該当しないこと。

- (2) 政令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設及びに土地に定着する建築物以外の工作物並びに建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものであること。
- (3) 政令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置することをいう。
- (4) 政令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、原則、消火器全体が、床面からの高さを1.5 m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置することをいう。
- (5) 省令第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。
- (6) 省令第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。また、一概に廊下の中心線で求める必要はないこと。
- (7) 省令第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。
- ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所
 - イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
- (8) 消火器は、できるだけ通風がよく、次に掲げる場所を避けて設置すること。◆
- ア ガスコンロ、暖房器具等の熱又は直射日光の当たる場所
 - イ 風呂場、洗濯場その他頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所
 - ウ 雨水のかかる場所
- なお、やむを得ず、屋外に消火器を設置する場合は、格納箱に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずること。◆
- (9) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。◆
- (10) ハロゲン化物消火設備等を設置できない場所
- 消火器のうち二酸化炭素消火器又はハロゲン化物消火器（ハロン1301消火器を除く。）は、次の場所に設置してはならない。
- ア 地下街、
 - イ 準地下街
 - ウ 換気について有効な開口部の面積が床面積の1/30以下で、かつ、当該床面積が20 m²以下の地階、無窓階又は居室

4 消火器具の設置方法の緩和

次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用し、省令第6条第6項の規定について適用しないことができる。ただし、省令第6条第1項から第6項の規定により算出した所要本数を満足していること。

- (1) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が20mを超える場合は、通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない

- 周壁又は客席に最も近い廊下等に設置することができる。
- (2) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、痴呆の者等のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達しえない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が20mを超えて、職員が常駐する室に集中して設置することができる。
- (3) メゾネット型共同住宅等で、上階又は下階の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となる場合は、いずれかの階に設置することができる。
- (4) 冷蔵庫等、周囲温度が消火器の使用温度範囲外の場所は、当該出入口等の部分に集約して設置することができる。

5 能力単位の数値

能力単位の数値は、省令第6条第1項から第3項まで及び第5項並びに第8条の規定によるほか、次によること。

- (1) 省令第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。◆
- (2) 省令第6条第1項から第3項までの規定により、消火器を設置する場合には、第1表の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定すること。

第1表

| 対象物の区分 | | 消火器の能力単位の数値 |
|--------|--|----------------|
| 1 | 政令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物 | A火災に対する能力単位の数値 |
| 2 | 少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危政令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所 | B火災に対する能力単位の数値 |
| 3 | 2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所 | A火災に対する能力単位の数値 |

- (3) 省令第8条第1項及び第2項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができるが、省令第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

6 付加設置

- (1) 政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、省令第6条第3項から第5項までに規定する少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分及び変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分並びに鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

ア 少量危険物及び指定可燃物

省令第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末消火器（ABC）10型とすること（少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。）。◆

イ 電気設備

省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

- (ア) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く。）
- (イ) 燃料電池発電設備（条例第13条第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- (ウ) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第19条第4項に定めるものを除く。）
- (エ) 蓄電池設備（蓄電池容量が20kwhのものを除く。）
- (オ) 急速充電設備（全出力が50kw以下のものを除く。）

ウ 火気を使用する場所

省令第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。

- (ア) 熱風炉
- (イ) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (ウ) 据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (エ) 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が21kw以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- (オ) 入力70kw以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (カ) ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (キ) 乾燥設備（入力が17kw未満のもの、乾燥物収容室の据え付け面積が1㎡未満のもの、乾燥物収容室の内容積が1㎡未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- (ク) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (ケ) 入力70kw以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (コ) 火花を生ずる設備
- (サ) 放電加工機

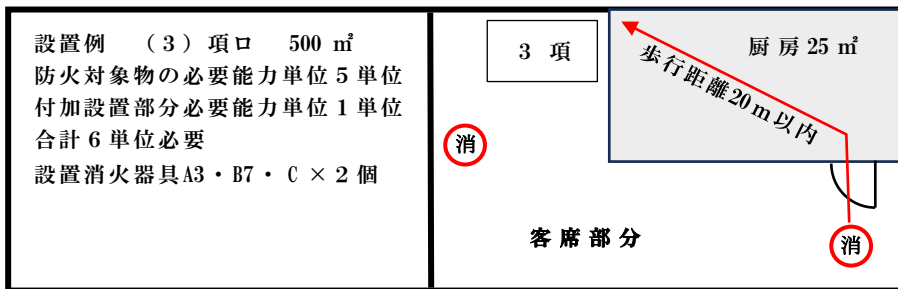
(2) 政令第10条第1項の規定に該当しない防火対象物のうち、次に掲げる場所については消火器を設置すること。◆

- ア 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所
- イ 変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備のある場所
- ウ 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所
- エ 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所
- オ 動植物油、鉱物油、その他これらに類する危険物又は条例別表第3の品名欄に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所

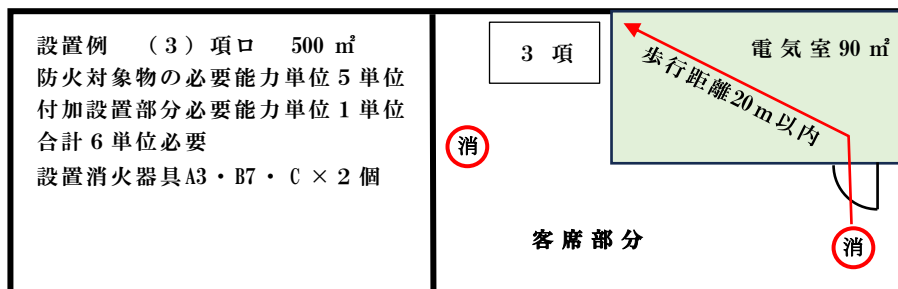
(3) 政令別表第一の防火対象物と同一の敷地に存する変電設備等が建築物と独立して屋外に設けられたものにあつては、当該設備を政令別表第一の防火対象物に存するものとして消火器を設置すること。◆ただし、次のすべての措置を講じた場合はこの限りはない。

- ア 変電設備等内で漏電、短絡等の事故が発生した場合は、速やかに、かつ、自動的に電気の供給を遮断できること。
- イ 変電設備等に引き込まれる高圧部分の電線は、経済産業省から示された「電気設備の技術基準の解釈」第125条第5項に定める性能として、「不燃性の被覆」又は「自消性のある難燃剤の被覆」を有するものを使用していること。
- ウ 変電設備等の位置、構造及び管理が、告示を満足していること。

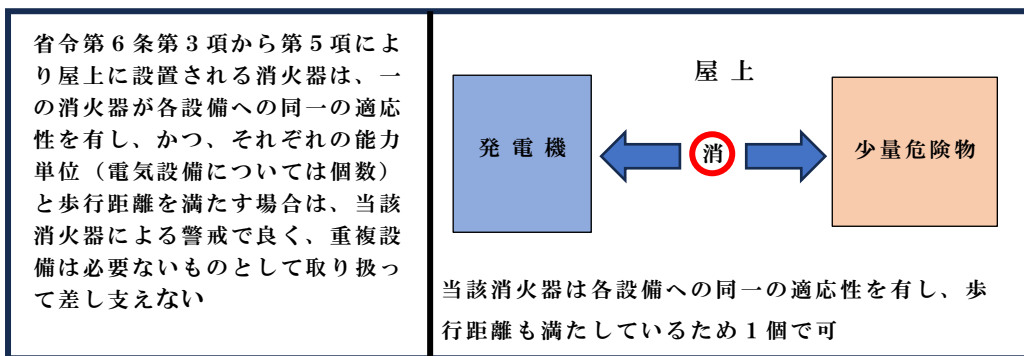
- エ 同一の敷地に存する防火対象物に消火器が設置されていること。
- (4) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応する消火器を設置すること。ただし、政令第10条第1項の規定に基づき設置される消火器が、付加設置する部分に設置された消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満足する場合にあっては、重複設置は必要ないものとして取り扱う。(第1図・第2図・第3図参照)



第1図



第2図



第3図

7 標識

省令第9条第4号に規定する標識は、次によること。ただし、消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、日本産業規格Z 8210に定める消火器のピクトグラム（大きさ9cm角以上）を設けた場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、省令第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。

- (1) 標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。◆
- (2) 地を赤色、文字を白色とすること。◆

8 大型消火器

省令第7条に規定する大型消火器（能力単位の数値がA火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上有する消火器をいう。以下同じ。）は、次によること。

- (1) 省令第7条第1項の規定とは、危政令別表第4で定める数量の500倍以上の指定可燃物に対して大型消火器を設け、かつ、省令第6条の規定による消火器具を設置させることをいうものであること。
- (2) 省令第7条第2項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができるが、省令第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

9 簡易消火用具

簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。以下同じ。）は、次によること。

- (1) 材質等
 - ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は8ℓ以上10ℓ以下で、かつ、容易に変形しないものであること。
 - イ 膨張ひる石は、JIS A5009に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、JIS A5007にそれぞれ適合するものであること。◆
- (2) 設置場所
 - ア 省令第6条第1項に規定する簡易消火用具の能力単位の数値の算定は、例えば、水バケツ3個の集団をもって1単位として算定していることから、設置する箇所ごとに、水バケツ3個をまとめて設置すること。
 - イ 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。
 - ウ 省令第9条第2号に規定する「凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」には、次に掲げる場所が該当するものであること。
 - (ア) 水槽、消火専用バケツその他の部品が腐食するおそれのある場所
 - (イ) 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては、雨水等がかかる場所